

募集要項の内容等に関する質問に対する回答（県立神川げんきプラザ）

質問項目	質問に対する回答
<p>No.1 募集要項 6 頁 「3 管理に当たっての条件」 「(2) 管理に要する経費」 ア 利用料金の設定</p>	<p>プロジェクトアドベンチャー利用に合わせて外部講師費用に必要となる経費を確保すべく、プロジェクトアドベンチャー利用料を施設利用者から徴収する提案は可能でしょうか</p> <p>【質問に対する回答】</p> <p>現在、利用者の皆様には「宿泊室などの施設利用料金（条例で定める料金）」と「食事やシーツ代などの実費徴収料金」の 2 種類の料金を負担いただいております。</p> <p>現在の埼玉県立げんきプラザ条例※第十四条及び別表第一においてプロジェクトアドベンチャー施設については定めがありませんので、現在の条例下では徴収することはできません。</p> <p>また実費徴収料金の一つとして、利用料を徴収することも、実費徴収というその性格から適当でないと考えております。</p> <p>【参考】 埼玉県立げんきプラザ条例 http://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/shitei_r2.html</p>
<p>No.2 募集要項 1 2 頁 「4 申請の手続」 「(2) 申請の方法」 「ア 提出書類」 (シ) ⑭ 5 年間の計画</p>	<p>①「新型コロナウイルスの影響は考慮しないものとしてください」とありますが、With コロナ体制としての宿泊・利用定員数減、催事回数減等についても考慮しないという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②上記①に関し、新型コロナウイルスの影響があった場合、影響を踏まえた利用収入減については指定管理料の補填等の協議を行うという理解で宜しいでしょうか。</p>

【質問に対する回答】

①お見込みのとおり、宿泊・利用定員数減、催事回数減等についても新型コロナウイルスの影響を考慮せずに作成してください。

②基本協定書に基づき協議を行うものと考えております。

ただし、無条件に利用収入減について補填等を行うことは想定しておりません。